

| ピリオフェノンに関する御意見 | | |
|----------------|---|--|
| 番号 | 御意見（概略） | 回答 |
| 1 | <p>【意見1】</p> <p>ピリオフェノンについて、パプリカも特段の扱いをするなす科野菜に加え、1ppm（あるいは2ppm）の値にさせていただきたい。</p> | <p>【回答1】</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</p> <p>御指摘のパプリカについて、香辛料に使われるものは、農産物等の食品分類表（https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1130500-Shokuhinanzentu/0000159254.pdf）において、食品分類上、その他のなす科野菜に含まれます。その他のなす科野菜の残留基準については、上記の基本原則の考え方により、同じくその他のなす科野菜であるししとうの作物残留試験結果を基に、基準値を設定しています。</p> <p>なお、一般に、パプリカとして売られ、サラダ等で食べられるジャンボピーマンやカラーピーマンは、食品分類上、ピーマンに含まれますので、ピーマンの基準値1ppmが適用されます。</p> |

| プロシミドンに関する御意見 | | |
|---------------|--|--|
| 番号 | 御意見（概略） | 回答 |
| 1 | <p>【意見1】</p> <p>プロシミドンについて、全て現状以下の範囲にしたい。 ただきたい。</p> | <p>【回答1】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>今回の残留基準の設定に係る資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19622.html</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録） https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000818639.pdf</p> <p>（食品健康影響評価） http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20201111142</p> |

| 全般に係る御意見 | | |
|----------|--|--|
| 番号 | 御意見（概略） | 回答 |
| 1 | <p>【意見 1】</p> <p>緩和案に反対する。</p> <p>1・緩和ではなく規制するべき。</p> <p>殺菌剤・殺虫剤は腸内細菌への影響が懸念される。シペルメトリンは劇物で体質によっては重大な農薬事故になる可能性がある。プロシミドンは強い環境ホルモン毒性があり EU では禁止されている。</p> <p>2・緩和は農薬同士の相性が解明されてからするべき。毎年のように新しい薬剤が開発されている。それを1つずつ精査できないまま市場に出しているのが現状であり、中には相性の悪いものもある。これでは人体内での現地混用しているようなもの。緩和は薬剤同士の複合毒性が解明されてからするべき。</p> <p>臨床試験もない上、副剤の毒性も判らないのでは、タダの人体実験になってしまう。</p> <p>3・ADI 安全係数 100 は値が小さすぎる。生物種 10 × 個人差 10 では足りない。シペルメトリンに対する個人差はいくつなのか知っている人はいない。現代人は日常的に様々な化学物質に触れており、この先も化学物質が増え続けることは容易に想像できるはず、農薬だけに限らず化学物質同士の相性を解明しきることは不可能に近く、安全係数を高く見積もらなければ、今後の化学物質依存社会にヒトの体は対応できない。</p> | <p>【回答 1】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>今回の残留基準の設定に係る資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の資料)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19622.html</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の議事録)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000818639.pdf</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) や JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>安全係数については、内閣府食品安全委員会における許容一日摂取量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARFD) の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差 (人種、健康状態、生活状況、年齢等) を考慮して安全係数 100 を除して決めているものと承知しています。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | | <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> |
| 2 | <p>【意見2】</p> <p>この日本は添加物や農薬の基準が他国に比べて甘すぎ。添加物や農薬の基準をもっと厳しく管理してほしい。今のガン大国から脱却できるように、アメリカの言いなりにならぬ様をお願いしたい。</p> | <p>【回答2】</p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定しており、これは国際的にも共通の考え方です。各国において、農薬の使用の可否や使用方法が、その国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それを基に定められる残留基準値も異なります。また、同じ食品であっても、日本と海外で検査部位が異なる（例：玄米と粳米）ことにより、残留基準値が異なる場合もあります。そのため、日本と海外の基準値のどちらが緩いか厳しいかを一概に言うことはできません。</p> <p>いずれにしても、本邦の農薬の残留基準は、厚生労働省において、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように設定しています。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品添加物については意見募集の対象外です。</p> |
| 3 | <p>【意見3】</p> <p>承認農薬の成分数だけで1,842種（R3.3.31現在、殺虫剤400、殺菌剤644、除草剤等798）、添加物829種、遺伝子組換え食品380種、飼料100種、抗生物質、ホルモン剤、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。そのような状況にも関わらず、審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。複合効果を検証しろと意見を出しても「複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えている。FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門</p> | <p>【回答3】</p> <p>複数の化合物への暴露及び安全係数等については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります</p> <p>長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について許容一日摂取量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品につい</p> |

| | |
|---|---|
| <p>家会議) や JECFA において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。」という「先送り」状態。</p> <p>複合影響の検証方法が確立されるまで、新規の承認を停止、残留基準はゼロとするか、既存の基準値の安全係数を 1,842 (承認農薬の成分数) に設定して基準を見直すべき。</p> <p>TMDI/ADI について、20 を超えているものが散見される。100 行かないからいいというものではなく、リスクの極小化のために、できれば 1 桁になるよう、さらに安全係数 3~5 を加えるべき。</p> <p>個別の農薬、品目によって、10ppm 以上のものが散見されるが、共通の上限値として 10ppm を設け、計算上それ以上になる場合でも一律 10ppm として、国民のリスクを抑えるべき。</p> | <p>て、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p> <p>理論最大一日摂取量 (TMDI) 方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会 (当時) の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量 (EDI) 方式により暴露評価を行い、許容一日摂取量 (ADI) の80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については、以下を御覧ください。</p> <p>http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値 (最大残留濃度 : 最大使用条件下の作物残留試験結果) から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780</p> |
|---|---|

| | | |
|---|---|--|
| | | 037.pdf |
| 4 | <p>【意見4】</p> <p>これ以上、添加物の多い国にしないほしい。 添加物は有害。体にいいものではない。 もっと他の国の添加物の低さを真似してほしい。 日本人はどうしてここまでおかしくなってしまったのだろうか。農薬がなくても、生きていける。 子どもたちの未来のために、やめてほしい。</p> | <p>【回答4】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品添加物については意見募集の対象外です。</p> |
| 5 | <p>【意見5】</p> <p>基準値を引き上げるのには反対。</p> | <p>【回答5】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> |
| 6 | <p>【意見6】</p> <p>食品添加物、農薬について日本政府はどのように考えているのだろうか。今や日常生活で添加物を避けることが大変。当たり前のように毒物を摂取している事にも気づいてない人がほとんど。アトピーや、癌、難病への影響をどう考えている？そしてだんだんと表示が分かりにくくなっているのは悪意を感じる。農薬に関しても日本だけ未だに使用されているラウンドアップ、禁止している国が沢山あるなか使用し続けるのはなぜ？基準が低すぎないか？生態系への影響は政府による基準の甘さで起きていないか？</p> | <p>【回答6】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病虫害防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p> |
| 7 | <p>【意見7】</p> <p>基準値が厳しくなる分には何の文句もないが、基準値が緩くなる物に関しては反対。様々な農薬が認可されている中、どんどん基準値が緩くなっていったらそれぞれの農薬が積み重なり、全体として見た時に残留農薬の濃度が高くなってしまふ。どれをとっても生物にとって毒。人間はもちろん、環境をも破壊していく行為。行政は、厳しく監視していく立場であってほしいのに、基準値を緩くする立場をとるのは国民のためになっていない。やめてほしい。</p> | <p>【回答7】</p> <p>農薬の残留基準の設定や複数の化合物への暴露等については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>農薬の環境中への暴露については、農林水産省及び環境省が定める省令等に基づき、適正に農薬の使用がなされ、安全性が確保されているものと承知しています。</p> |